

福島県中学校長会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、福島県中学校長会と称し、事務局を会長指定の場所に置く。

(目 的)

第2条 本会は、中学校教育の振興をはかり、本県教育の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、福島県公立中学校長をもって組織し、県内15地区にそれぞれ支会を置く。

地区は次のとおりとする。

福島、伊達、安達、郡山、岩瀬、石川、田村、東西しらかわ、北会津、耶麻、両沼、南会津、相馬、双葉、いわき

(事 業)

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 中学校教育の研究に関する事項
- 二 教育行政に関する事項
- 三 教育上必要な調査と広報に関する事項
- 四 教育関係諸機関、諸団体との連携に関する事項
- 五 その他、本会の目的達成に必要な事項

第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会は、次の役員をおき、任期は1か年とする。

- 一 会 長 1名
- 二 副 会 長 4名
- 三 監 事 3名
- 四 理 事 若干名(内常任理事4名)

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、監事は総会において選出する。

- 2 理事は、各支会の会長をもってこれにあてる。ただし、支会の会員数が20名以上の支会にあっては、さらに1名の理事を選出するものとする。
- 3 常任理事は、県北、県中南、会津、浜の各1名とし、理事会で選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 理事、常任理事は、会則第12条及び第13条に規定する事項を行う。

第3章 機 関

(機 関)

第8条 本会は、次の機関を置き、会長がこれを招集する。

- 一 総 会
- 二 研究協議会
- 三 理 事 会
- 四 常任理事会
- 五 専 門 部 会

(総 会)

第9条 総会は、本会最高の決議機関であって、年に1回開き、次の事項を審議決定する。ただし、必要ある場合は、臨時に開くことができる。

- 一 会則の改正
- 二 決算の承認、事業及び予算の議決
- 三 役員を選出
- 四 その他本会の目的達成のための重要事項

(総会の構成)

第10条 総会は、代議員をもって構成する。

代議員は、各支会の会員10名につき1名、及びその端数につき1名とする。

総会の成立は、3分の2以上の出席を必要とする。

(研究協議会)

第11条 研究協議会は会員をもって構成し、年1回開き、次の事項を行う。ただし、必要ある場合は、臨時に開くことができる。

- 一 教育に関する研究協議
- 二 その他必要な事項

(理事会・常任理事会)

第12条 理事会は理事をもって構成し、定期的に関き次のことを審議・執行する。

- 一 総会の委任事項に関すること
- 二 総会及び研究協議会の開催に関すること
- 三 規程・細則の制定・改廃に関すること
- 四 会務執行に関すること
- 五 その他重要事項

2 必要に応じ福島県中学校体育連盟会長及び福島県中学校教育研究会会長を理事会に出席させることができる。

第13条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、必要に応じて開き、次の事項を審議する。

- 一 理事会から委任された事項に関すること
- 二 その他緊急・重要な事項

第14条 理事会及び常任理事会で審議した主な事項については、総会に報告する。

(専門部会)

第15条 専門部会は、別に定める専門部会規程により、研究・調査等の会務にあたる。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置き、会務の運営にあたる。事務局の組織運営については、別に定める事務局規程による。

第4章 会 計

(会 計)

第17条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってあて、別に定める経理規程により経理する。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 簿 冊

第18条 本会に次の簿冊を備える。

- 一 会員名簿
- 二 代議員名簿
- 三 役員名簿
- 四 会議録及び会誌
- 五 会計簿
- 六 その他必要な簿冊

第6章 規程・細則

第19条 必要により、理事会において諸規程及び細則をつくらることができる。

付 則

- 1 この会則は、昭和26年5月24日から施行する。
- 2 昭和34年4月1日 改正
- 3 昭和47年4月1日 改正
- 4 昭和50年4月30日 改正
- 5 昭和52年4月28日 改正
- 6 昭和58年4月28日 改正
- 7 平成7年4月1日 改正
- 8 平成9年4月1日 改正
- 9 平成12年4月26日 改正
- 10 平成16年4月1日 改正
- 11 平成25年4月25日 改正
- 12 令和4年4月1日 改正